

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-540484(P2008-540484A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-510532(P2008-510532)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/232 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/107 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/232

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 9/107

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月24日(2009.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

腫瘍性疾患の治療のための医薬組成物を製造するための、DHAグリセリドが濃縮された油の使用であって、該油は該医薬組成物の総重量に対して70重量%までの濃度で濃縮されており、かつそのドコサヘキサエン酸は該油中の脂肪酸の全アシル基に対して少なくとも50%の割合である、該油の使用。

【請求項2】

前記医薬組成物がエマルション形態である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記濃縮油がエコサペンタエン酸を、前記油の脂肪酸の全アシル基に対して30%までの重量百分率で含む、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

前記濃縮油が1~70重量%の範囲である、請求項1に記載の使用。

【請求項5】

前記濃縮油が10~30重量%の範囲である、請求項4に記載の使用。

【請求項6】

前記ドコサヘキサエン酸が50~100%の割合である、請求項1に記載の使用。

【請求項7】

ドコサヘキサエン酸の前記濃度が前記油中の脂肪酸の全アシル基に対して70重量%~90重量%の割合である、請求項6に記載の使用。

【請求項8】

前記ドコサヘキサエン酸が前記油中の全脂肪酸に対して70重量%の割合である、請求項7に記載の使用。

【請求項9】

前記エマルションの平均径が200nm未満である、請求項2に記載の使用。

【請求項10】

前記医薬組成物が非経口経路により投与される、請求項1に記載の使用。

【請求項11】

前記医薬組成物が腫瘍内注射により投与される、請求項1に記載の使用。

【請求項12】

前記医薬組成物が、少なくとも1種の抗腫瘍形成薬を併用して受けている患者に投与される、請求項1に記載の使用。

【請求項13】

治療すべき腫瘍性疾患が、肺、前立腺、腸、乳房、膵臓、脳、中枢および末梢神経系の癌、黒色腫を含む群のうちの1つである、請求項1～12のいずれか一項に記載の使用。